

2014年（平成26年）9月5日

## 業界最大手のD社の不祥事及び紛争事例について

先物取引被害全国研究会

代表幹事 齋藤 英樹

事務局長 向來 俊彦

### 第1 不招請勧誘

#### 1 業界最大手D社について

- (1) D社は、平成19年3月9日に、経済産業省・農林水産省から行政処分を受けています。その理由は、現物取引と先物取引を明確に区別せずに勧誘したというものでした。
- (2) D社は、平成22年3月12日にも、経済産業省・農林水産省から行政処分を受けています。また、D社は、平成22年3月末時点における紛争の係属件数を63件と報告しています。
- (3) D社は、平成25年12月25日にも、経済産業省・農林水産省から行政処分を受けています。

このときの処分理由は、①断定的判断の提供、②虚偽説明、③再勧誘、④両建取引の勧誘、⑤不招請勧誘、⑥決済結了拒否、⑦誤解が生じる表示です。

- (4) D社は、不招請勧誘禁止違反の違法等に基づき、敗訴判決を受けています（広島地裁平成26年6月4日・別紙12）。
- (5) しかし、D社は、現在もまだ、別紙一覧表記載のとおり、金地金の資料請求をした顧客に対し、先物取引を勧誘し、非常に多くの紛争事例を発生させています。

このような勧誘方法は、上記（1）（4）の行政処分と同じことの繰り返しであり、上記（5）の不法行為となる違法なものであります。D社の紛争事例は、先物取引被害の典型的なものであり、過去に行政処分を受けても、いまだに不招請勧誘の禁止を潜脱する方法で勧誘を続けていることがわかります。

#### 2 D社以外の業者について

D社以外の業者についても、たとえば、業界では老舗のO社なども、現在、研究会に報告のあった範囲で、少なくとも大阪で訴訟が5件係属し、相談事例が2件あり、京都、神戸でも相談事例がありますが、同様に、金・白金の地金（現物）を勧誘し、地金を倉荷証券に替えて、それを証拠金（代用有価証券）として、先物取引を勧誘するという手法で、紛争事例を発生させています。

これらのことからすれば、不招請勧誘の禁止規定により、金・白金の地金の勧誘を口実に不招請勧誘の禁止を潜脱している業者が法改正後も存続し、紛争事例を発生させているといえます。

## 第2 「理解度確認書面」の作成が無意味であること

「理解度確認書面」を作成することによってチェックを行っても無意味です。

なぜなら、別紙一覧表記載の2, 3, 8, 9, 13の紛争事例における判決において認定されていますが、業者は、口座開設申込書の年収、資産、投資可能金額欄でさえも、誘導することによって事実と異なる金額を記入させることができるからです。まして理解度アンケートにおいて、業者が、顧客に損益計算の結果を教えたり、「理解した」と書くように誘導することは、極めて容易なことです。

このことは、「理解度確認書面」の内容をどのようなものにしても同じことです。結局、業者の担当者が誘導して記入させ、顧客が自ら記入したかのように見せかけることができるわけです。

実際、従来ほとんどの紛争事例において、理解度アンケートは実施されていますし、穴埋め式の計算シートに記入させる業者もありましたが、（自ら積極的に取引を行う意欲がある顧客でないかぎり）現実には、短時間の説明で先物取引の仕組みやリスク、損益計算等について理解できる顧客は皆無に等しいと言えます。